

経済産業省

20220311 保局第 1 号

令和 4 年 4 月 1 3 日

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の改正について

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（20121115 商局第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この基準は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針 新旧対照表

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（２０１２１１１５商局第４号）（内規）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第２１章 高压ガス製造施設（第２５条関係）	第２１章 高压ガス製造施設（第２５条関係）
[削る] 1 技術基準省令第２５条第３項に規定する「<u>必要な耐震に関する性能を有している</u>」とは、<u>高压ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成３０年経済産業省告示第２２０号）に定める耐震性能を有していることをいう。</u> <u>なお、同告示第２条及び第３条で定める機能性基準に適合することについての評価にあたっては、高压ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（２０１８１１０５保局第５号）１．総則及び別表（詳細基準の例示）によること。同運用の別表に掲げる例示基準によらない場合は、鉱山保安法第１３条第１項の規定に基づく工事計画の届出において、工事計画の記載事項（内規）（平成１７・０３・１８原院第２号）に定める資料を添付すること。</u> <u>また、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令第４２号）附則第２条中「耐震上軽微な変更の工事」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>（１）耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事（次の（２）に掲げるものを除く。）</u> <u>（２）耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替えの工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの</u> <u>（３）ポンプ、圧縮機等当該耐震設計構造物の付属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの</u>	1 <u>技術基準省令第２５条第３項に規定する「経済産業大臣が定めるもの」とは、高压ガス設備等耐震設計基準（昭和５６年通商産業省告示第５１５号）第１条の２に規定する配管のことをいう。</u> 2 技術基準省令第２５条第３項に規定する「<u>経済産業大臣が定める耐震設計の基準</u>」とは、<u>高压ガス設備等耐震設計基準（昭和５６年通商産業省告示第５１５号）をいう。</u> [新設] [新設] [新設] [新設]

<u>(4) 保安上又は鉱害防止上の必要性から製造施設を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの</u> <u>ここでいう「従来と同等以上の安全性」とは、変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が、変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超えない状態であった場合をいう。</u> <u>具体的な例としては、配管の架構において、当初の設計荷重が2 k N/m²で、実際の荷重が1 k N/m²としていたものを1.5 k N/m²に変更する場合をいう。</u> <u>2～13</u> 〔略〕 第32章 コンプレッサー（第41条関係） 1 〔略〕 2 技術基準省令第41条第1号に規定する「安全弁」とは、高圧のものにあつては第21章<u>6</u>に規定する性能を有し、それ以外のものにあつてはボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第28条第1項第1号及び第2項に規定する圧力で作動する性能を有しているものをいう。ただし、平成17年3月31日までに設置又は設置の工事に着手したコンプレッサーの安全弁、コンプレッサーの更新等を行う際、当該規則等に規定する安全弁の性能では施設全体に悪影響を及ぼすおそれのある場合のコンプレッサーの安全弁にあつては、次に掲げる性能として差し支えない。 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 3～5 〔略〕	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>3～14</u> 〔略〕 第32章 コンプレッサー（第41条関係） 1 〔略〕 2 技術基準省令第41条第1号に規定する「安全弁」とは、高圧のものにあつては第21章<u>7</u>に規定する性能を有し、それ以外のものにあつてはボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第28条第1項第1号及び第2項に規定する圧力で作動する性能を有しているものをいう。ただし、平成17年3月31日までに設置又は設置の工事に着手したコンプレッサーの安全弁、コンプレッサーの更新等を行う際、当該規則等に規定する安全弁の性能では施設全体に悪影響を及ぼすおそれのある場合のコンプレッサーの安全弁にあつては、次に掲げる性能として差し支えない。 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 3～5 〔略〕
--	---

経済産業省

20220311 保局第1号

令和4年4月13日

工事計画の記載事項の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



工事計画の記載事項の改正について

工事計画の記載事項（平成17・03・18原院第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この基準は、令和4年8月1日から施行する。

工事計画の記載事項 新旧対照表

○工事計画の記載事項（平成17・03・18原院第2号）（内規）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
9. [略] 1. [略] 2. (1)～(16) [略] (17) 上記の構造等を示す図面等 イ・ロ [略] ハ 塔（<u>高压ガス設備</u>（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（<u>冷媒設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）</u>）であって、<u>内容積が三立方メートル以上のもの若しくは凝縮器及び受液器に接続されているもの又は高压ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）</u>であって、<u>地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この項において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの若しくは塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。</u>）並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図 二 高压設備の強度計算（冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能）<u>及び</u>使用方法 <u>鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針に定める「高压ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）に定める耐震性能を有していること」を示すため、必要に応じて高压ガス保安</u>	9. [略] 1. [略] 2. (1)～(16) [略] (17) 上記の構造等を示す図面等 イ・ロ [略] ハ 塔（<u>反応、分離、精製、蒸留等を行う高压ガス設備</u>（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（<u>経済産業大臣が定めるものに限る。</u>）並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図 二 高压設備の強度計算（冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能）<u>又は</u>使用方法 [新設]

<u>協会（以下「協会」という。）又はその他外部の調査機関による評価結果等を添付することができる。</u> <u>耐震性能に関して、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（２０１８１１０５保局第５号）の例示基準に基づく届出以外の場合には、次に掲げる資料を添付すること。ただし、同運用３．（６）の詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書、３．（７）の公開詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書又は４．（４）の一般詳細基準審査結果通知書に準じ協会が発行した通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。また、同運用５．耐震構造計算プログラムによる場合にあっては、①及び②を省略できるが、計算結果その他の必要な書類の提出を求める場合がある。</u> <u>①機能性基準に適合することを証明するために使用した詳細な基準であって、当該届出等において適用する基準</u> <u>② ①に挙げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）</u> ３．　[略]	[新設] [新設] [新設] ３．　[略]
１０．　[略]	１０．　[略]
１１．石油鉱山における高圧ガス処理プラント １．～７．　[略] ８．上記の構造等を示す次の図面等 （１）～（５）　[略] （６）塔（<u>高圧ガス設備</u>（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（<u>冷媒設備に係る地盤面上の配管（外径</u>	１１．石油鉱山における高圧ガス処理プラント １．～７．　[略] ８．上記の構造等を示す次の図面等 （１）～（５）　[略] （６）塔（<u>反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備</u>（貯槽を除く。）であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（<u>経済</u>

<u>四十五ミリメートル以上のものに限る。)</u>であって、<u>内容積が三立方メートル以上のもの若しくは凝縮器及び受液器に接続されているもの又は高圧ガス設備に係る地盤面上の配管(外径四十五ミリメートル以上のものに限る。)</u>であって、<u>地震防災遮断弁(地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この項において同じ。)</u>で区切られた間の<u>内容積が三立方メートル以上のもの若しくは塔槽類(塔及び貯槽をいう。)</u>から<u>地震防災遮断弁までの間のものをいう。)</u>並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図 (7) 高圧設備の強度計算書(冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能) <u>鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針に定める「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示(平成30年経済産業省告示第220号)に定める耐震性能を有していること」を示すため、必要に応じて高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)又はその他外部の調査機関による評価結果等を添付することができる。</u> <u>耐震性能に関して、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について(20181105保局第5号)の例示基準に基づく届出以外の場合には、次に掲げる資料を添付すること。ただし、同運用3.(6)の詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書、3.(7)の公開詳細基準事前評価書に準じ協会が発行した評価書又は4.(4)の一般詳細基準審査結果通知書に準じ協会が発行した通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。また、同運用5.耐震構造計算プログラムによる場合にあっては、①及び②を省略できるが、計算結果その他の必要な書類の提出を求める場合がある。</u> <u>①機能性基準に適合することを証明するために使用した詳細な基準であって、当該届出等において適用する基準</u> <u>② ①に挙げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料(例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ)</u>	<u>産業大臣が定めるものに限る。)</u>並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図 (7) 高圧設備の強度計算書(冷凍設備に用いる機器については、耐圧及び気密に関する性能) [新設] [新設] [新設] [新設]
--	---

9. [略]

9. [略]

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律（以下この条において「法」という。）第十八条の二第二項又はこの法律による改正後の法第十八条の二の二、第二十五条第三項若しくは第二十五条の二第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号）附則第二条の規定の適用については、同条第一項第一号二中「又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同条第二項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは、「特定任期付職員又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」と改める。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第二項の改正規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
防衛大臣 岸 信夫

政

令

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十四号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月九日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

省

令

○経済産業省令第四十二号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十一条第一項及び第十二条の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年四月十三日

経済産業大臣 萩生田光一

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（高圧ガス製造施設） 第二十五条 高圧ガス製造施設の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。 2 「略」 3 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この項において同じ。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この項において同じ。）、受液器（内容積が五千	（高圧ガス製造施設） 第二十五条 高圧ガス製造施設の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。 2 「略」 3 塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）及び配管（経済産

リットル以上のものに限る。以下この項において同じ。及び配管（冷媒設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、内容積が三立方メートル以上のもの若しくは凝縮器及び受液器に接続されているもの又は高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この項において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの若しくは塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、必要な耐震に関する性能を有していることとする。	
備考 表中の「」は注記である。	業大臣が定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生ずる応力等の計算方法、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とするものとする。
4ゝ6 〔略〕	4ゝ6 〔略〕

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年八月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることとできる。

告

示

○厚生労働省告示第百五十七号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号及び第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。
令和四年四月十三日
厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一 一ゝ三十二 (略) 三十三 (略) 三十四 家庭用腭洗浄スポンジ	別表第一 一ゝ三十二 (略) 三十三 液体包帯 (新設)

三十五 (略) 三十六ゝ四十五 (略) 別表第二 一ゝ七 (略) 八 (略) 九 骨盤底筋訓練器具	三十四 義歯床安定用糊材 三十五ゝ四十四 (略) 別表第二 一ゝ七 (略) 八 眼鏡レンズ (新設)
--	--

○厚生労働省告示第百五十八号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第六項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。
令和四年四月十三日
厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第2 1ゝ2010 (略) 2011 電磁波式体成分分析装置 2012 内視鏡用疾患特微所見検出支援プログラム 2013 高血圧症治療補助プログラム 別表第3 1ゝ1214 (略) 1215 歯科用硬組織硬度測定器 1216 胃盤底筋訓練器具 1217 家庭用腭洗浄スポンジ	別表第2 1ゝ2010 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 別表第3 1ゝ1214 (略) (新設) (新設) (新設) (新設)

○厚生労働省告示第百五十九号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次の表のように改正する。
令和四年四月十三日
厚生労働大臣 後藤 茂之
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 1ゝ1236 (略) 1237 電磁波式体成分分析装置 1238 歯科用硬組織硬度測定器	別表 1ゝ1236 (略) (新設) (新設)